

令和5年度福島県立医科大学広報紙「いごころ」制作業務委託 企画コンペ実施要領

1 事業の目的

公立大学法人福島県立医科大学（以下「本学」という）が発行する広報紙「いごころ」について、高校生を中心とする県民が自らの健康増進について気づきを得るとともに、本学についてより身近に感じ医療の道を志すきっかけとするための紙面作りを目指し、制作に必要な業務を委託する。

2 契約までの手順

公募により委託業務に関する企画提案を受け、審査会による審査を経た上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する（以下「企画コンペ」という）。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、本学と最優秀企画提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 件 名

令和5年度福島県立医科大学広報紙「いごころ」制作業務委託

(2) 業務の仕様等

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託契約額の上限

合計5,588,000円（うち消費税及び地方消費税の額508,000円）

この予算以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 企画コンペ担当部署

公立大学法人福島県立医科大学事務局企画財務課企画担当 担当：鈴木

所在地 福島県福島市光が丘1番地

電話 024-547-1016（直通）

メールアドレス kikakug@fmu.ac.jp

5 企画コンペ参加者の資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、構成する者のいずれもが、参加資格要件を満た

す者であること。

また、代表者を定めた上で参加するものとし、本学との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 緊急時に対応が可能な体制を整えられる者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 本学及び福島県から工事若しくは製造の請負、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）。
 - イ 役員等に暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
- (9) 役員等が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者。

6 企画コンペに関する手続き

- (1) 企画コンペ仕様書等の入手

本学公式ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

※ トップページ (<https://www.fmu.ac.jp>) → 「入札情報 (公募情報)」

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

令和5年4月27日（木）～令和5年5月8日（月）17時まで

イ 提出方法

「実施要領等に関する質問票（様式第1号）」に簡潔に記入の上、企画コンペ担当事務局にメールで提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、本学公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日

令和5年5月10日（水）

(3) 参加表明書の提出

企画コンペに参加を希望する者は必ず提出すること。

ア 受付期間

令和5年4月27日（木）～令和5年5月12日（金）17時まで

イ 提出方法

「参加表明書（様式第2号）」に記入の上、企画コンペ担当事務局宛てにメールで送付すること。

(4) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を次により提出するものとする。

ア 提出書類

別紙「企画コンペ提案書作成要領」で定める書類

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

イ 提出期限

令和5年5月29日（月）17時（必着）

ウ 提出方法

企画コンペ担当事務局宛てに郵送又は持参すること。

持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び13時から17時までの間に持参のこと。

郵送の場合は、書留郵便にて、期日までに必着のこと。

(5) 審査方法

企画コンペの審査は、本学に所属する教職員による審査委員によって実施する。

企画コンペ参加者から提出された企画提案書について、「審査項目、審査観点及び配点」（様式第4号）に基づき、個別の審査項目ごとに評価・採点を行い、その合

計点数が最も高い企画を提案した業者を最優秀企画提案者として選定する。なお、同点で最高得点を獲得した業者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積金額を提示した業者を選定する。また、コンペ参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。

審査項目は次のとおり。

- ア 提案内容
- イ 業務実施体制
- ウ 見積額

(7) 審査結果

審査結果については、令和5年6月2日（金）～令和5年6月6日（火）を目安に、各企画コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

7 その他

- (1) 企画コンペに要する経費等は、企画コンペ参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類の内容は、変更することができない。（軽微な修正を除く）
- (4) 本学は、提出書類について、本業務以外の目的で使用しない。
- (5) 提出書類及び審査結果は、福島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる。
- (6) 応募者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (7) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 本企画コンペの実施において知りえた個人情報については、他に漏らしてはならない。
- (9) 提出書類等が次の項目に該当する場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合
 - イ 仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合
 - ウ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ その他不正な行為があった場合